



やまもと ひさお
山本 久夫 議員

学校の対策

児童生徒のコロナ感染対応は 当委員会独自で対応

問 現在、高知県ではコロナ感染状況が落ち着き、まん延防止地域から解除されている状況となっているが、コロナ感染がワクチンの効果もあり高齢者から若年層へと移行している状況となっている。全国的にも学校でのコロナ感染が問題となり文科省においては、令和3年8月27日に教育委員会に対しコロナ感染対応ガイドラインが通知されている。

その内容は、学校でコロナ感染が発生した場合に教育委員会と保健所及び学校とが連携し、コロナ感染対応について、それぞれの立場で児童生徒の安全と保護者の安心を確保することを目的に策定するものだが、教育委員会の対応と考えを問う。まず、対応ガイドラインを参考に設置者としての権限を持って学校でのコロナ感染発生時の対応指針を策定しているか。また設置者の権限で対応できる学級閉鎖、学年

閉鎖、休校等の基準が必要と考えるが、設定しているか問う。
また、教育委員会で協議され策定された対応ガイドラインに対し、当事者である学校が現場で対応すべき内容を指針に従い方針を策定するのが組織としての対応と考える。濃厚接触者等の特定、リストの作成の手順、学びの保障等、学校の責任と権限においてコロナ対応が整理されているか。
教育委員会の策定したフロッピーの空白を埋めるだけの対応でなく、児童生徒の安全と保護者の安心が得られる内容であるか、なければ指導監督する必要があると考えるが、教育長の考えを問う。



児童も先生もマスクを着用しての授業中の一コマ（南郷小学校）

答 畦地教育長

教育委員会独自で定めた保育所、学校職員、児童生徒にコロナ感染の恐れがある場合、あるいは感染症が発生した場合の対応フローを定めている。学級閉鎖、学年閉鎖、休校についての基準は今のところ設けていない。保健所に状況を説明して、町内の感染状況や濃厚接触者の状況を総合的に考え保健所の指示、判断を仰ぎながら決定する。

次に、教育委員会で策定した指針に従い学校で方針を策定しているかについては、基本的な対応は、当町が定める対応フローに基づき実施する。各学校で考え、各学校で決めて対応することを指導するのは、非常に学校現場に混乱を招くことになる。場合によっては、各学校に計画、方針を出すよう指示する事はあっても指導はできない。



授業に使われるタブレット端末